

婚姻した時に「氏」(苗字)が変わった方へ

Q1 離婚したら、氏はどうなりますか？

「氏(うじ)」: 名氏・苗字・姓ともいいますが、法律等では「氏」といいます。

A1 婚姻をした時に氏が「婚姻相手の氏」に変わった方は、離婚により「婚姻前の氏」(旧姓)になります。

Q2 離婚をしても氏を変えたくないのですが、必ず「婚姻前の氏」になるのですか？

A2 氏が変わることによる仕事などの社会活動上の不利益や子供との生活上の支障、ほか様々な事情がありますが、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を届出して「婚姻中の氏」を使うことができます。この届書を、離婚届と同時に届出すると、「婚姻前の氏」に戻ることなく「婚姻中の氏」で新しく戸籍を作ります。

離婚届と同時に届出をしなかった場合、離婚の日から3ヶ月以内に限り届出することができます。この場合、離婚届により1度「婚姻前の氏」になります。

Q3 離婚後もA2の届出により「婚姻中の氏」を使っている場合、後で「婚姻前の氏」に戻れますか？

A3 家庭裁判所の許可を得て、婚姻前の氏に変更することができます。(許可が得られない場合は、変更できません。)家庭裁判所の「氏変更許可の審判書謄本」と「確定証明書」を添付して「氏の変更届(戸籍法107条1項の届)」を届出して変更します。(届出がないと変更されません。)

Q4 子供を(離婚後の)自分の戸籍に入れたいのですが、どのようにするのですか？

A4 家庭裁判所の「氏変更許可の審判書謄本」を添付して、入籍の届出をします。(届出がないと変更されません。)なお、子供が15歳以上の場合は、(親権者ではなく)子供本人の意思によります。

「入籍」: 婚姻のことではなく、他の戸籍に入ることをいいます。

注1 婚姻後に、養子縁組で養子になった方は、個別に確認しますので事前にご相談ください。

注2 外国人との婚姻で外国人の氏になっている方は、別の手続きになりますのでお尋ねください。

注3 家庭裁判所の手続きについては → (三郷市にお住まいの方) さいたま家庭裁判所越谷支部 電話048-964-2811

お問い合わせ 三郷市役所 市民課戸籍係 電話048-930-7700